040410.131	－ 配合飼料のうち輸入時に有効な政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の１の(1)の〔2〕の〔ⅱ〕の１及び２並びに(2)の〔2〕の〔ⅱ〕の１及び２に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のものについて、45,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1																					
040410.139	－ その他のもの																							
	－－ 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29.8%及び1kgにつき425円	A	S	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	－－ その他のもの																						
	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの（ホエイ粉）	29.8%及び1kgにつき425円	R11	SG4**, S	30.1%及び1kgにつき34.40円	27.7%及び1kgにつき31.60円	25.2%及び1kgにつき28.80円	22.8%及び1kgにつき26円	20.3%及び1kgにつき23.20円	17.9%及び1kgにつき20.40円	15.4%及び1kgにつき17.60円	13.0%及び1kgにつき14.80円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円	10.5%及び1kgにつき12円